富里市環境美化推進協議会補助金交付要綱

(平成9年5月28日告示第32号)

改正 平成19年3月30日告示第11号 平成22年1月26日告示第11号 平成28年3月31日告示第95号

平成22年1月28日告示第15号 平成25年3月25日告示第53号 平成31年3月29日告示第104号 令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市は、富里市環境美化推進協議会(以下「協議会」という。)の健全な 運営を促進することにより、自然の恵みを大切にし、清潔で緑豊かな町づく りを市民自らの手で積極的に推進するとともに、環境美化の精神を広く市民 に普及するため、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下 「規則」という。)及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付 する。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、環境美化推進事業に要する経費で別表のと おりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、400,000円以内とする。

(交付の申請)

- 第4条 規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次 に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 予算書
 - 2 事業計画書

(実績報告)

- 第5条 規則第15条の規定により補助金の実績を報告しようとするときは、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 決算書
 - ② 事業報告書

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から 適用する。

(富里町環境美化推進協議会補助金交付要綱の廃止)

2 富里町環境美化推進協議会補助金交付要綱(平成3年告示第34号)は廃止する。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年3月30日告示第111号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日告示第15号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第95号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象経費

区分	補助対象経費
会	消耗品費
議	通信運搬費
費	会議費
	報酬費
研	研修費
修	消耗品費
費	使用料
	教 材 費
事業費	報 償 費 消耗品費・燃料費・食糧費(当該団体の構成員は除く。)・印 刷製本費・光熱水費 通信運搬費・手数料・保険料 委 託 料 使用料及び賃借料